

議案第十五号

港区立みなと芸術センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 港区長 清家愛

港区立みなと芸術センター条例の一部を改正する条例

港区立みなと芸術センター条例（令和五年港区条例第十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条に次の一項を加える。

3 前二項の規定にかかわらず、区長は、必要と認めるときは、使用料を後納させることがで
きる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

みなと芸術センターの使用料の後納を可能とするため、本案を提出いたします。